

ジョージア国立知的財産センター (SAKPATENTI) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 GE. I

略語のリスト

国内官庁：ジョージア国立知的財産センター (SAKPATENTI)

PL： ジョージア特許法¹

1 ジョージア特許法の条文はインターネット <http://www.sakpatenti.gov.ge> から入手することができる。

指定（又は選択）官庁	ジョージア国立知的財産センター (S A K P A T E N T I)	概 要 G E
国内段階に入るための要件の概要		

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ジョージア語
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの、又は出願人が手続の基礎を補正するよう希望する場合には、補正されたもの及びPCT第19条に基づく説明書の双方 ² ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの、又は出願人が手続の基礎を補正するよう希望する場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもの） ²
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない
国内手数料 ^{3, 4}	通貨：ジョージア・ラリ（GEL）及び米国・ドル（USD） 特許及び実用新案： 方式審査及び出願公開手数料： － 出願書類30頁まで ⁵ …… USD 100 に等しい GEL の額 － 30頁を超える各追加頁 ⁵ … USD 3 に等しい GEL の額

[次頁に続く]

- 1 国内段階移行請求日から2箇月以内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 一定の状況において、国内官庁は国際出願の出願時の翻訳文及び補正されたものの翻訳文の両方を要求することができる。この場合、国内官庁は不足している翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 3 手数料は、出願人が発明者、高等教育機関又は独立科学研究組織の場合には70%減額され、出願人が学生、生徒又は退職者の場合には90%減額される。
- 4 手数料は、電子形式による手続の場合には20%減額される。
- 5 国内段階移行請求日から1箇月以内に支払わなければならない。

GE	ジョージア国立知的財産センター (S A K P A T E N T I) (続き)	GE
国内手数料の免除、割引又は払戻し	な し	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁶	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁷ 出願人が発明者でない場合には、譲渡証書 ⁷ 出願人がジョージアに居住していない場合には、代理人の選任 代理人又は代表者を選任する場合には、委任状 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？ ⁸	ジョージア居住者又は国内官庁に対して弁理士として手続を行うことが登録されている者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

8 2025年1月1日以降、ジョージアに居所又は登録法定住所を持たない出願人はジョージアの弁理士の選任が要求される。

国内段階の手続

GE. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

PL Art. 47

GE. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書GE. I に概説されている。方式審査及び（出願書類30頁までの）出願公開手数料は国内段階移行請求日から1箇月以内に支払わなければならない。方式審査及び（出願書類30頁までの）出願公開手数料は、支払を求める通知の受領日から1箇月以内に支払わなければならない。

PL Art. 24.3

GE. 03 譲渡証書

出願人が発明者でない場合には、国内段階移行請求日から2箇月以内に譲渡証書を提出しなければならない。この申立について特別の様式は存在しない。認証は不要である。

PL Art. 24.2

GE. 04 委任状

国内段階移行請求日から2箇月以内に委任状を提出することによって代理人を選任しなければならない。ジョージアの居住者又はジョージアの弁理士が代理人として行動することができる。2025年1月1日以降、ジョージアに居所又は登録法定住所を持たない出願人はジョージアの弁理士の選任が要求される。

PL Art. 18.3

GE. 05 発明者の指定

発明者が匿名のままであることを希望する場合には、国内段階において特別の請求を国内官庁に行わなければならない。

PCT Rule 51bis.1(e)

GE. 06 優先権書類（翻訳文）

国内官庁は出願人に対し、必要な場合にのみ特別な通知により優先権書類のジョージア語による翻訳文の提出を要求することができる。

PL Art. 47

GE. 07 特許付与証手数料

特許付与決定の発行前に、出願人は通知の受領日から2箇月以内に特許登録、特許公告、特許証発行の手数料の支払が要求される。手数料が適時に支払われた場合、特許の付与、公告、特許証の発行が行われる。この期間内に手数料が支払われない場合、特許は付与されず、出願に関する手続は終了する。

PL Art. 47

GE. 08 維持手数料

PL Art. 54

国際出願日の3年後から維持手数料の支払が要求される。維持手数料は出願日の各年の応当日が支払期日とされる。維持手数料が期日までに支払われない場合には、出願手続の終了・特許失効とされる。出願手続の終了日から6箇月以内であれば、未払の維持手数料及び回復手数料の支払に基づき出願の回復が可能である。特許維持手数料が期日前に支払われない場合には、特許回復を請求することができる。支払期日から6箇月以内であれば、未払の維持手数料の支払に基づき、割増料なしで特許の回復請求が可能であり、更に追加の6箇月以内であれば、維持手数料及び回復手数料の支払に基づき特許の回復請求が可能である。維持手数料の額は附属書GE. I に示されている。

PCT Art. 25

GE. 09 P C T 第25条の規定に基づく検査

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

PCT Art. 24(2)

GE. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

PCT Rule 82bis

PL Art. 46

GE. 11 国際段階又は国内官庁に対する手続において出願人が期間を遵守しなかった場合には、回復を請求することができる。

国際出願に関して、正当な理由によって国内段階移行期間を遵守しなかったために失われた権利の回復請求は、期間不遵守の理由が解消した後2箇月以内であって不遵守期間の満了から1年以内に書面で行わなければならない。出願人は不履行の行為の遂行及び回復手数料（附属書GE. Iに記載）の支払が要求される。

期間不遵守のために国内段階で失効した国際出願の回復は、出願手続の終了日から6箇月以内に、不履行の行為の遂行及び回復手数料の支払に基づき可能である。

PL Art. 73

PCT Rule 49bis.1(a),(b)
76.5**GE. 12 実用新案**

出願人がジョージアにおいて、国際出願に基づき実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で国内官庁にその旨を表示する。

GE. 13 微生物の菌株、植物・動物細胞の培養物、バイオ技術及び遺伝子工学の対象物、医薬品を含む化学的方法によって得られた物質について、実用新案の保護を取得することはできない。

実用新案は限定的な実体審査後に登録される。新規性は世界規模で審査される。進歩性は審査されない。

実用新案出願には1つの独立請求の範囲のみを含むことが要求される。

GE. 14 出願変更

特許を求める国際出願は、概要に記載された特許出願の国内段階移行の要件を満たした後であれば実用新案出願に変更することができる。変更は特許付与決定前であれば請求を行うことができる。

GE. 15 実用新案を求める国際出願は、概要に記載された実用新案出願の国内段階移行の要件を満たした後であれば特許出願に変更することができる。変更は実用新案の付与前であれば請求を行うことができる。

手数料¹

通貨はすべて USD 建で表示しており、それに等しい GEL の額を支払う。

特 許：

方式審査及び出願公開手数料：

－出願書類30頁まで	100 ²
－30頁を超える各追加頁	3 ²
10個の請求の範囲までの実体審査	300 ²
－10個を超える各追加請求の範囲	30 ²
審査報告書発行後の各追加請求の範囲についての実体審査	30 ²
オフィシャルアクションに対する回答期間の延長手数料	30
手続中の自発補正手数料	40
特許付与後の自発補正手数料	60
第22条又は第39条(1)の要件を満たさなかった国際出願についての出願人の権利回復手数料	100
優先権の回復手数料	60
特許登録、特許公告、特許証発行（30頁まで）	200 ²
－30頁を超える各頁	3 ²
特許の補充的保護証明書請求手数料	100
特許の回復手数料	100

維持手数料：

特許出願について：

－第3年度から第5年度まで、各年	50
－第6年度から第8年度まで、各年	70
－第9年度から第11年度まで、各年	170
－第12年度から第14年度まで、各年	250
－第15年度から第17年度まで、各年	300
－第18年度から第20年度まで、各年	500

補充的保護証明書	100
－第21年度	600
－第22年度	700
－第23年度	800
－第24年度	900
－第25年度	1,000
－第26年度	1,100

1 手数料は、出願人が発明者、高等教育機関又は独立科学研究組織の場合には70%減額され、出願人が学生、生徒又は退職者の場合には90%減額される。

2 この手数料は、電子形式による手続の場合には20%減額される。

実用新案：

方式審査及び出願公開手数料：

－出願書類30頁まで	100 ³
－30頁を超える各追加頁	3 ³
10個の請求の範囲までの実体審査	150 ³
－10個を超える各追加請求の範囲	15 ³
審査報告書発行後の各追加請求の範囲についての実体審査	15 ³
特許出願から実用新案出願への変更手数料	50
実用新案出願から特許出願への変更手数料	70
実用新案登録、実用新案公告、実用新案証発行（30頁まで）	150 ²
－30頁を超える各頁	3 ²
実用新案の回復手数料	100
実用新案の維持手数料：	
－第3年度及び第4年度、各年	50
－第5年度及び第6年度、各年	70
－第7年度及び第8年度、各年	170
－第9年度及び第10年度、各年	250

手数料の支払方法

手数料の支払は USD に等しい額の GEL で行わなければならない。出願人がジョージアに居住しない場合、支払は代理人によって行わなければならない。すべての支払には出願番号（判明している場合には国内番号、国内番号が判明していない場合には国際番号）、出願人の氏名若しくは名称、及び支払手数料の種類を表示しなければならない。

手数料はすべてジョージア国立知的財産センター（SAK PATENT I）に対して支払い、次の銀行宛の銀行振込とすべきである。

特定コード：203831363

受取人銀行：State Treasury

受取人名：Unified Account of Treasury

銀行コード：TRESGE22

口座番号／財務コード（GEL）：707807132

手数料の完全リストは、特許登録及び知的財産保護対象の寄託についての業務手数料の認可に関する、2010年7月3日、トビリシにおけるジョージア政府決議No. 182を参照されたい。

https://www.sakpatenti.gov.ge/media/page_files/fee_resolution_182_2023_en.pdf

特許及び実用新案のみに関する手数料については、決議の抜粋を参照されたい。

<https://www.sakpatenti.gov.ge/en/page/264/>

3 脚注2を参照。

ს ა ქ ა რ თ ე ლ ო

პატენტები
სასარგებლო მოდელები
სასაქონლო ნიშნები
სამრეწველო ნიმუშები

მ ი ნ დ ო ბ ი ლ ო ბ ა
მე (ჩვენ) ქვემოთ ხელისმომწერი

(სახელი და მისამართი)
ვანდობ(თ) _____

(სახელი და მისამართი)

შეიტანოს ჩემი(ჩვენი) სახელით
☐ ყველა ჩემი(ჩვენი) განაცხადი*
☐ განაცხადი *

(აღინიშნოს შესაბამისი უჯრა)

№ _____ შეტანილი _____
(თარიღი)

(გამოგონების, სასარგებლო მოდელის და ა.შ.
დასახელება)

საქართველოს ინტელექტუალური
საკუთრების ეროვნული ცენტრში და **

საქართველოში მოქმედი "საქართველოს სა-
პატენტო კანონის" და "საქართველოს
კანონის სასაქონლო ნიშნების შესახებ"
დებულებების შესაბამისად.

მინდობილობა ძალაშია *** განმავლობაში

ადგილი/Place:

ხელმოწერა/Signature:

ლეგალიზაციას არ საჭიროებს

- * დაცვის სახე
** სხვა ქმედებანი, რომელზედაც
უფლებამოსილია პატენტრწმუნებული
*** წლების რაოდენობა

G E O R G I A

Patents
Utility Models
Trademarks
Industrial Designs

POWER OF ATTORNEY

I (we), the undersigned

(full name and address)
do hereby authorize _____

(full name and address)

to make on my (our) behalf proceeding to file

☐ all my(our) applications*

☐ an application *

(check the applicable box)

№ _____ filed on _____
(date)

(title of the invention, utility model, etc)

With the National Intellectual Property Center of
Georgia and **

under the relevant provisions of the Patent Law
of Georgia and Law of Georgia on Trademarks

The Power of Attorney is valid for the term of ***
years

თარიღი/Date:

No legalization required

- * The particular kind of protection
** Other matters for which the
attorney is appointed
*** Number of years